

令和3年第11回桶川市農業委員会総会 議事録

令和3年11月25日(木) 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室304

【出席委員】	1 小峯完治、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、11 滝沢和一
【欠席委員】	2 和久津一美、3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、10 住谷行雄
【傍聴人】	1名
事務局長	只今より、令和3年第11回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち6名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、砂川委員にお願いします。
砂川委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 6番の熊井委員と、7番の倉持委員にお願いします。
議長	これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、入室するよう事務局から伝えてください。 (傍聴人入室)
議長	次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案について説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和3年11月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。 今月の農地法第3条の許可申請は、1件です。

	<p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるためには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件で、いわゆる全部耕作要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、下限面積要件です。</p> <p>申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。</p> <p>4つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>5つ目は、法人の場合のもので、今回の案件には関係ございません。</p> <p>それでは、内容をご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人と土地所有者は兄弟で、土地所有者である弟は、破産しております。</p> <p>破産した方が不動産の売買をする場合、破産管財人が譲渡人となる必要がありますので、本件は破産管財人が譲渡人となっております。</p> <p>譲受人は、田畑合計で8,645㎡所有しており、既に所有農地が50aを超えているため、下限面積を満たすと考えております。</p> <p>また、事務局が確認したところ、その全ての土地を適正に管理しているようでしたので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、申請地周辺で既に年間150日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業に常時従事していると考えられますし、今後も地域との調和を図ることは十分可能であると考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
砂川委員	<p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
倉持委員	<p>続きまして、聞き取り調査の結果報告を、倉持委員からお願いします。</p> <p>11月20日に申請者宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。</p>

	<p>事務局の説明通り、申請者は申請地の周辺で年間150日以上農作業に従事しているようで、申請地では大根や里芋の他、水稻を作付けする予定だそうです。</p> <p>田んぼの水はけは悪いが、きちんと管理すると仰っていました。</p> <p>聞き取り調査の結果は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和3年11月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは、所有権を移転する案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>本件は令和2年11月除外申出案件で、申請地は、令和3年7月7日付けで農用地区域からの除外が完了しております。</p> <p>申請地は第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であるため、農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>本件は集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は93.36㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、コンクリートブロックを3段新設する計画です。</p> <p>なお、こちらの案件は、県道の拡幅工事に伴い、鴻巣市在住の譲受人が自宅を収用されることとなったため、住宅を建築するに至りました。</p> <p>申請者の親族が桶川市在住であることに加え、仕事の主要取引先が桶川市に2社あることから、桶川市に建築を希望しているとのことです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>11月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明いたします。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和3年11月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は10筆で、全て新規に利用権を設定のものです。</p> <p>利用権の設定期間は全て5年間とされており、利用権を設定する土地の合計面積は、5,483㎡です。</p> <p>申出書によると、年間の賃料は、10筆合計で10万円となっております。</p> <p>借受人は現在非農家ですが、今後就農することを考えており、年間の農業従事日数は、300日を予定しているそうです。</p> <p>土地を取得する前に、まずは借りて実績を積むとのことで申出に至りました。</p> <p>申出地での栽培予定作物や、販売経路など、今後の計画を立てた営農計画書を提出していただいております。</p> <p>それによると、申出地ではデコポンやミカンなどの柑橘類を中心に栽培し、桶川市の道の駅に販売する計画であるようです。</p> <p>また、観光農園として摘み取りも行っていきたいとのことです。</p> <p>なお、年間生産計画によると、食べられる物が採れるまで3年を見込んでいるようです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。 対象地は全て適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p>
倉持委員	<p>借受人は、現在農家なのですか。</p>
事務局	<p>これから新規に就農することを考えているため、現在は非農家です。</p>
倉持委員	<p>そうですか。 認定農業者は、市長から認定書が交付されますが、新規就農者にも、そのような証明書は交付されるのですか。</p>
事務局	<p>桶川市としては、そのような証明書は発行しておりません。</p>
倉持委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、私から質問します。 先程、「土地を取得する前に、まずは借りて実績を積む」と説明していましたが、今後この土地を購入する予定なのですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。 どれだけの期間実績を積んでから取得する予定なのかは不明ですが、事務局としては、最低でも1年間実績を積んでいただきたいと考えています。</p>
議長	<p>農地を取得するということは、農地法第3条の許可申請を行うことになりますが、その申請をしていただくのが、最低でも1年後を想定しているということですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。</p>
議長	<p>私も、事務局が言う通り、最低でも1年間実績を積むべきだと思いますが、委員の皆様はその件について意見等ございますか。</p>
議長	<p>特に無いようでしたら、実績を積む期間は最低でも1年間としますが、それよりも前に申請がなされた場合には、その時に再度審議したいと思います。</p>

議長	他に質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の4ページをご覧ください。 報告件数は3件です。 その内訳は、2件が共同住宅敷地、1件が住宅敷地です。 なお、令和3年10月29日から同年11月12日までの専決処分となっております。 続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の5ページをご覧ください。 報告件数は7件です。 全て所有権の移転が伴う住宅敷地です。 なお、令和3年10月15日から同年11月12日までの専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。
事務局	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 今回の現地調査は、令和3年12月17日（金）の午前10時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。 また、今回の農業委員会総会は、令和3年12月24日（金）の午後2時から行いますので、市役所3階の会議室304にお集まりください。 事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。

砂川委員	それでは、砂川委員に閉会をお願いいたします。 (閉会宣言) 閉会時間 午後 2 時 44 分
------	---